

介護保険サービス事業者における 介護サービス提供中の事故発生時の報告取扱要領

1 市に報告すべき事故

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する運営基準、介護保険施設等の運営基準、指定地域密着型サービス等に関する運営基準に基づき、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等において、利用者に対する介護サービスの提供中に事故が生じた場合には、速やかに、市町村、利用者の家族、担当の介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者に連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。

このことから、介護サービス提供中に次に掲げる（１）～（６）の事故が発生した場合は、報告を行ってください。

- （１） サービス提供による利用者の事故等で、事業者側の過失や責任の有無にかかわらず、利用者が死亡又は医療機関（当該施設内の診療所、医務室を含む。）での受診を要する程度の状態に至ったもの（擦過傷等の軽微なものを除く。）を原則とする。
- （２） 食中毒及び感染症等の発生が認められた場合
（注）保健所にも報告すること。※
- （３） 火災、震災、風水害等により、施設設備の相当程度の損傷を伴う等、介護サービスの提供に重大な影響のあるもの
- （４） 従業員の法令違反・不祥事等により、利用者の処遇に影響があるもの
（例：利用者・家族等の個人情報漏洩、送迎中の事故、預り金の横領等）
- （５） 疾病による救急搬送により死亡又は入院した場合に、その原因が特定できず、後日、利用者又はその家族との間に、当該事案に関して紛争等が生じる恐れがある場合
- （６） 施設内における利用者の自殺又は自殺未遂（自傷行為を含む。）
- （７） 誤嚥、誤薬、離苑が発生した場合

2 報告の方法と留意点

- （１） 集団食中毒・感染症、災害、重大事故など、主として重大又は異例な事故と判断される場合、第１報を電話等により速やかに連絡するよう努めてください。
感染症又は食中毒の場合には、保健所にも連絡してください。※
第１報後の経過については、適宜、連絡を行ってください。
- （２） 事故発生後の当面の対応が済み次第、事故報告書（様式１）に経過報告及び再発防止への対応・改善策を記載し、（目安として事故発生後２週間以内に）提出してください。

- (3) 住所地特例等により、利用者の保険者と、事業所の所在地とが異なる場合の報告は、所在地の市町村と、利用者の保険者の両方に報告してください。

(例) 介護保険施設（所在地は水俣市）において、利用者（保険者は津奈木町）に係る事故が発生した場合→ 水俣市と津奈木町の両方に報告を行ってください。

- (4) 文書による連絡の内容が不足している場合は、追加確認を行うことがあります。

3 報告後の流れ

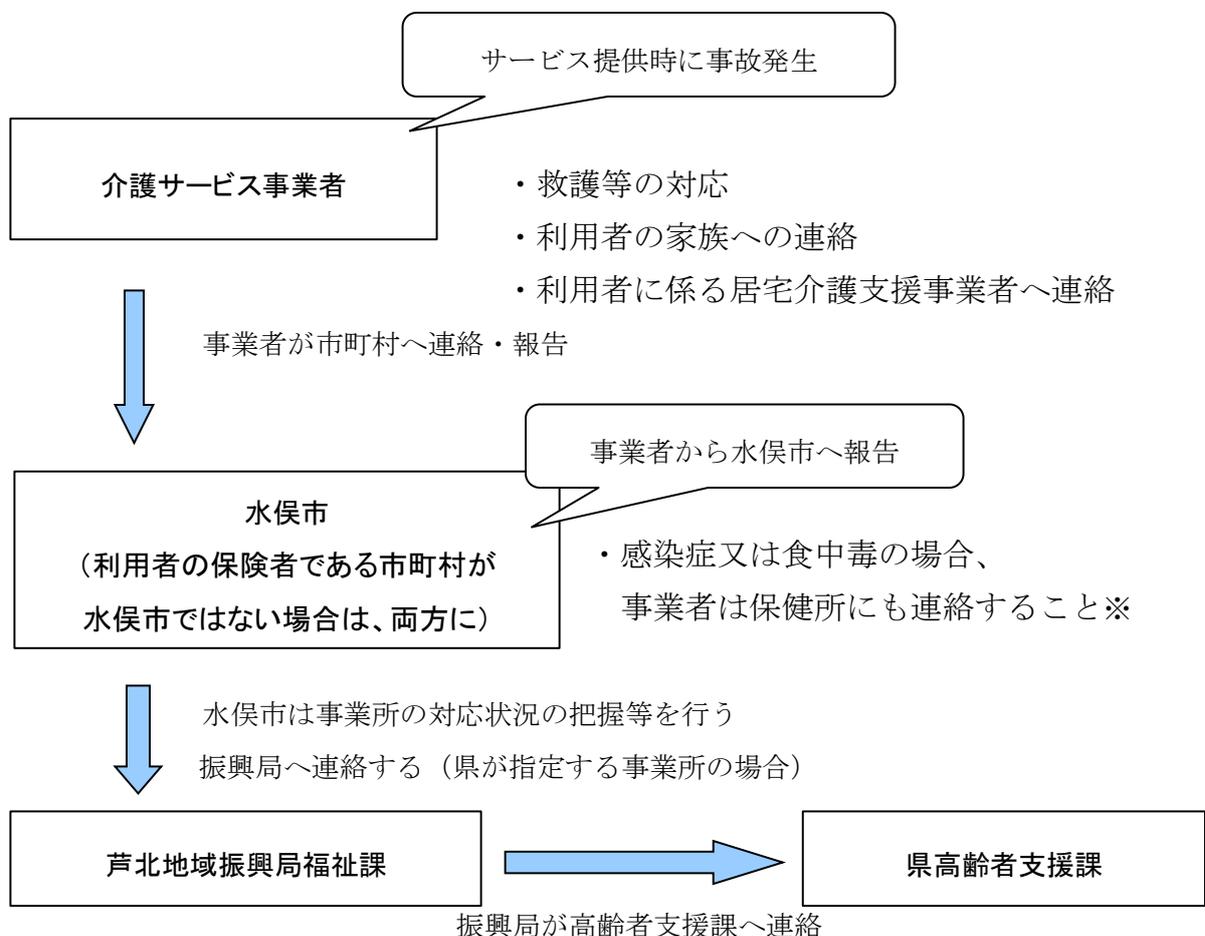
事業者から連絡を受けた後、水俣市は、県指定の事業所については熊本県芦北地域振興局福祉課へ報告し、県において取りまとめの上、集団指導等を通じて周知され、地域密着型事業所については、水俣市においてとりまとめを行い、市の集団指導等を通じ周知を行い、事業者のリスクマネジメントの強化に活用されていくことになっています。

4 報告先

水俣市いきいき健康課 高齢介護支援室

電話 0966-63-3051

【参考】報告の流れ



※ 保健所への報告が必要となるのは次のア、イ、又はウの場合となります。

ア、同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

イ、同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ、ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

誤薬事故が発生した場合の報告の範囲について

・ 違う薬を与薬した場合

(例) ・ 与薬時に別の利用者に渡してしまった。

- ・ 薬箱にセットする際利用者を間違えてセットし、そのまま与薬してしまった。
- ・ 職員が目を離した際に、A利用者がB利用者に別の利用者の薬を飲ませていた。

・ 与薬時間や量の誤り

(例) ・ 処方箋記載事項、指示の解釈を誤り、数日間にわたり規定量より多く与薬してしまった。

- ・ 朝与薬すべき薬を夜に投与した。

・ 与薬漏れ

(例) ・ 朝食前に服薬すべき薬を与薬し忘れていた。

- ・ 臨時薬が処方されていたのに、職員間のミスで与薬し忘れていた。
- ・ 与薬したと思っていたが、清掃時に床に薬が落ちているのを発見した。

・ その他

(例) ・ 清掃中に床に錠剤が落ちているのを発見したが、どの利用者の薬か特定できなかった。

上記が発生した場合、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受ける※とともに、市へ報告を行ってください。

※誤薬事故が発生した場合には、速やかに医師の診察又は指示を受けてください。

- ・ 処方された薬は、医師が患者の病状、体質に応じて個別に薬の調合と服用方法を指示しています。
- ・ 誤薬の結果、その薬剤が利用者の身体にどのような影響を与えるかは、医学的診断を要するため、管理者、介護従業者、看護師等が誤薬時の処置を判断することはできません。
- ・ 「与薬を忘れたが、大した薬ではないから様子を見よう」という勝手な判断や慣れが更に重大な事故を引き起こす可能性があります。